

(別紙)

令和3年度舟形町協働環境整備事業補助金について

補助金の概要

町内会が自ら行う軽微な投資的事業について、事業に要する原材料費と重機借り上げ料を助成する補助金です。

補助金の上限は20万円ですが、（災害復旧にかかる事業は上限100万円）**実支出額の8/10の金額と補助上限額のいずれか低い額が補助金の額**となります。

申請後、審査委員会にて厳正な審査を行い、補助団体及び補助金額を決定します。

審査基準

審査委員会では、交付規程第2条第2項に基づく要件及び経費の妥当性について、以下のポイントに沿って審査します。

審 査 項 目	審査に当たってのポイント
(1)地域の公共の利益に資するもの	特定の団体・個人のみの利益目的となっていないか。
(2)国、県、町、その他の団体による交付金及び補助金の対象外のもの。	左記のとおり（事前にご相談いただければ、他に該当する補助金がないか確認します。）
(3)当該事業にかかわる所有者及び利害関係者からの同意を得られるもの。ただし、所有者及び利害関係者が行うべき事業は除く。	同意書等の明白な形で同意を得ているか。
(4)当該事業の物件所有者が国、県、町などの団体でないもの。	左記のとおり。ただし、当該団体が許可したものは除く。
(5)前年度と連続した事業でないもの。	実質的に1つの事業を複数年度に分け、補助上限額を超えて補助金を受けようとするものではないか。
(6)経費見積りの妥当性	規程に定める補助対象経費に合致するか。見積内容は事業内容に照らして妥当か。

補助金の手続きについて

- ・基本的には、**交付決定後の支出のみが補助金の対象となります**。遑って申請は**できません**ので、手続き漏れがないようにお願いします。
- ・交付申請や実績報告の後、役場で書類をチェックしたり、審査したりする期間が必要です。事業を開始する直前に交付申請をしても間に合わない場合もありますのでご注意ください。